# 宇宙開発戦略本部令 （平成二十年政令第二百五十一号）

宇宙開発戦略本部の運営に関し必要な事項は、宇宙開発戦略本部長が宇宙開発戦略本部に諮って定める。

# 附　則

この政令は、宇宙基本法の施行の日（平成二十年八月二十七日）から施行する。

# 附則（平成二四年七月一一日政令第一八七号）

この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。